

「外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する告示案及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和7年6月13日
水産庁

「外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する告示案及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する告示案」について、令和7年4月14日から令和7年5月13日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、12件の御意見が寄せられました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

意見提出数 12件（フォームによるもの:12件、郵送によるもの:0件）

※ 行政手続法第43条2項及び同3項に基づき、「提出意見」を整理又は要約している場合があります。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部漁獲監理官
電話：03-3502-8111（内線 6657）